

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本件評価は、しきい値判断においては、重点項目評価に該当するが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価として実施するものである。

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和6年9月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務
②事務の概要	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額算定の算定及び支給情報の管理に使用している。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報及び年金情報、健康保険証資格情報)を取得する。 ・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で必要書類及び必須項目の記載が全て整っていることを確認した上で收受し、東京都へ進達している。 ・番号法に基づき、医療費助成の対象者になった者の、認定情報及び支給情報、並びに指定難病に罹患した者の登録者証情報を中間サーバー上に副本登録を行っている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・情報連携のため、東京都は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・都民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・都民が、医療機関受診時に特定医療費の支給を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療費助成事務システム(難病法による特定医療費の支給に関する事務)、住民基本台帳ネットワークシステム(東京都サーバー)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第3項並びに別表の8の項、9の項、53の項、55の項、83の項、117の項、131の項 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表61の3の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表29の6の19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表の131の項 【情報提供】 番号法第19条並びに別表の23の項、53の項及び95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療局保健政策部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
都内区市町村長	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4472
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 03-5320-4472

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査				
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報)を取得する。 ・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で収受し、東京都へ進達している。 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供している。	事前	・情報連携に伴い、取得できる情報を具体的に記載 ・申請書類の区市町村の進達に係る記載を追加 ・保険者への特定個人情報の提供について記載
平成29年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	医療費助成事務システム	医療費助成事務システム(難病法による特定医療費の支給に関する事務)、住民基本台帳ネットワークシステム(東京都サーバー)、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事前	医療費助成事務システムについて、個別の事務名を記載 その他のシステムについて情報連携開始に伴い記載
平成29年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務)	事前	ファイル名を明確化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98の項	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び第3項並びに別表第一の97の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第71条 特別区における東京都の事務処理の特例に関 する条例第2条の表61の3の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関 する条例第2条の表29の6の19の項	事前	・別表第一主務省令の改正に 伴い、根拠規定を追加 ・申請書類の受理事務の区市 町村移譲の根拠を明記
平成29年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーキ ス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二の26の項、56の2 の項、87の項、120の項	【情報照会】 番号法第19条及び別表第二の119の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二 省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条並びに別表第二の26の項、56 の2の項及び87の項 別表第二省令第19条、第30条及び第44条	事前	番号法及び別表第二主務省 令の改正に伴い、根拠規定を 追加
平成29年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	疾病対策課長 渡瀬 博俊 医療助成課長 高橋 裕恵	疾病対策課長 播磨 あかね 医療助成課長 伊藤 博	事前	所属長の異動に伴い、修正
平成29年3月1日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関	記載なし	都内区市町村長	事前	本事務は、事務処理特例条例 により、申請書類の受理事務 を区市町村に移譲しており、 本評価に、区市町村における 受理の内容も含めるため、記 載
平成29年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	3) 1万人以上10万人未満 平成27年3月31日 時点	4) 10万人以上30万人未満 平成28年3月31日 時点	事前	保有データ数の増加に伴い修 正 時点更新
平成29年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	表紙 特記事項	記載なし	本件評価は、しきい値判断においては、重点項目評価に該当するが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価として実施するものである。	事前	しきい値判断において義務付けられていない全項目評価も実施する旨を追記
平成30年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	疾病対策課長 播磨 あかね	疾病対策課長 小林 一司	事前	所属長の異動に伴い、修正
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年11月24日 時点	事前	時点更新
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事前	時点更新
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	疾病対策課長 小林 一司	疾病対策課長 鈴木 祐子	事前	所属長の異動に伴い、修正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療助成課長 伊藤 博	医療助成課長 中島 秋津	事前	所属長の異動に伴い、修正
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年11月24日 時点	平成30年3月31日	事前	時点更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日	事前	時点更新
令和2年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報)を取得する。	・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報及び年金情報)を取得する。	事前	令和2年度から年金の情報連携が開始する予定のため、修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	疾病対策課長 小林 一司 医療助成課長 伊藤 博	疾病対策課長 医療助成課長	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	平成29年11月24日 時点	平成31年4月1日時点	事前	時点更新
令和2年1月15日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日時点	事前	時点更新
令和2年1月15日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報と紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	記載なし	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	IV リスク対策 5. 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	記載なし	十分である	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 8. 監査	記載なし	実施あり	事前	
令和2年1月15日	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	記載なし	十分に行っている	事前	
令和3年10月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法令改正のため
令和3年10月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健局保健政策部疾病対策課 福祉保健局保健政策部医療助成課	福祉保健局保健政策部疾病対策課	事前	
令和3年10月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	疾病対策課長 医療助成課長	疾病対策課長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健局保健政策部疾病対策課	保健医療局保健政策部疾病対策課	事前	
令和5年8月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課	事前	
令和5年8月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課	東京都保健医療局保健政策部疾病対策課	事前	
令和5年8月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報及び年金情報)を取得する。 ・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で收受し、東京都へ進達している。 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供している。	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報及び年金情報、健康保険証資格情報)を取得する。 ・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で收受し、東京都へ進達している。 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供している。 ・番号法に基づき、医療費助成の対象者になった者の、認定情報・支給情報・登録者証明情報を連携サーバー上に副本登録を行っている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項並びに別表第一の98の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表61の3の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表29の6の19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項並びに別表第一の98の項及び別表第二の10の項、14の項、55の項、56の2の項、79の項、108の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表61の3の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表29の6の19の項	事前	
令和5年8月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二の120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条第8号並びに別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 別表第二省令第19条、第30条及び第44条	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二の120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条第8号並びに別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 別表第二省令第19条、第30条及び第44条 別表第二別表第二の10の項、14の項、55の項、56の2の項、79の項、108の項		
令和5年8月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書))	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル		
令和5年12月4日	表紙 評価書名	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)		
令和5年12月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務		
令和6年5月21日	全体	(新設)	Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る追加事項	事前	PMHの導入に伴う修正